

令和6年度児童手当制度改革のお知らせ

～令和6年10月から児童手当の支給対象が拡充されます～

1 制度改革の概要

主な変更	改正前（令和6年9月分まで）	改正後（令和6年10月分から）																						
支給対象児童	中学生以下の児童 ※受給者が監護・生計要件を満たすこと。	高校生年代までの児童 ※受給者が監護・生計要件を満たすこと。																						
所得制限	所得制限あり	所得制限なし																						
手当月額	・ 3歳未満：一律 15,000 円 ・ 3歳から小学校修了まで 第1子、第2子：10,000 円 第3子以降：15,000 円 ・ 中学生：一律 10,000 円 ・ 所得制限限度額以上、所得上限限度額未満：一律 5,000 円（特例給付） ・ 所得上限限度額以上：支給なし	・ 3歳未満 第1子、第2子：15,000 円 第3子以降：30,000 円 ・ 3歳から 高校生年代まで 第1子、第2子：10,000 円 第3子以降：30,000 円																						
多子加算（第3子以降）のカウント方法	高校生年代までの児童を、最年長者から第1子、第2子、第3子…と数える。	大学生年代までの児童を、最年長者から第1子、第2子、第3子…と数える。 ※進学・就職を問わず、受給者に監護相当・生計費負担があることが要件																						
支給回数	年3回（各前月までの4か月分を支給） <table border="1"><thead><tr><th>支給月分</th><th>支給日</th></tr></thead><tbody><tr><td>10月～1月分</td><td>2月10日</td></tr><tr><td>2月～5月分</td><td>6月10日</td></tr><tr><td>6月～9月分</td><td>10月10日</td></tr></tbody></table> ※支給日が休日の場合は、その直前の休日でない日に支給します。 ※転出等で受給資格を消滅した場合は、随時支給します。 <最後の支給は令和6年10月>	支給月分	支給日	10月～1月分	2月10日	2月～5月分	6月10日	6月～9月分	10月10日	年6回（各前月までの2か月分を支給） <table border="1"><thead><tr><th>支給月分</th><th>支給日</th></tr></thead><tbody><tr><td>10月・11月分</td><td>12月10日</td></tr><tr><td>12月・1月分</td><td>2月10日</td></tr><tr><td>2月・3月分</td><td>4月10日</td></tr><tr><td>4月・5月分</td><td>6月10日</td></tr><tr><td>6月・7月分</td><td>8月10日</td></tr><tr><td>8月・9月分</td><td>10月10日</td></tr></tbody></table> ※支給日が休日の場合は、その直前の休日でない日に支給します。 ※転出等で受給資格を消滅した場合は、随時支給します。 <最初の支給は令和6年12月>	支給月分	支給日	10月・11月分	12月10日	12月・1月分	2月10日	2月・3月分	4月10日	4月・5月分	6月10日	6月・7月分	8月10日	8月・9月分	10月10日
支給月分	支給日																							
10月～1月分	2月10日																							
2月～5月分	6月10日																							
6月～9月分	10月10日																							
支給月分	支給日																							
10月・11月分	12月10日																							
12月・1月分	2月10日																							
2月・3月分	4月10日																							
4月・5月分	6月10日																							
6月・7月分	8月10日																							
8月・9月分	10月10日																							
支払通知書	10月支給の際、認定・額改定・消滅の際に支払通知書を送付	定期支給の場合は通知なし ※転出等により随時に支給する場合は、支払通知書を送付します。																						

「中学生以下」：0歳から15歳到達後の最初の3月31日まで

「高校生年代」：15歳到達後の最初の4月1日から18歳到達後の最初の3月31日まで

「大学生年代」：18歳到達後の最初の4月1日から22歳到達後の最初の3月31日まで

新たに受給資格が生じる方や、児童手当・特例給付を受給中で手当月額が増額する一部の方は、令和6年10月分以降の児童手当の受給又は増額のために、申請が必要です。裏面を御確認ください。

<お問い合わせ> 大竹市福祉課児童係 電話 0827-59-2148

2 申請が必要な方・申請書類

申請が必要な方	申請書類
①中学生以下の児童を養育しているが、所得上限限度額超過で、児童手当・特例給付を受給していない方	児童手当認定請求書 【必要な添付書類】 ・請求者（児童を養育する方のうち、所得の高い方）名義の通帳又はキャッシュカードの写し <small>※公金受取口座を利用する場合は、不要です。</small> ・別居監護申立書（高校生年代までの児童と住民票上の住所が異なる場合） ・請求者の保険証の写し（3歳未満の児童を養育し、かつ、私立学校教職員共済組合以外の共済組合に加入している場合）
②中学生以下の児童を養育しておらず、高校生年代の児童を養育している方	
③大学生年代の子に対して世話等をし、かつ、経済的負担があり、その子と高校生年代までの児童を合わせて3人以上養育している方 <small>※新たに児童手当の対象となる方だけでなく、児童手当・特例給付を受給中の方も、該当する場合は、提出が必要です。</small>	監護相当・生計費の負担についての確認書
④児童手当・特例給付を受給中で、算定児童として認定されていない高校生年代の児童を養育している方	児童手当額改定認定請求書 【必要な添付書類】 ・別居監護申立書（高校生年代の児童と住民票上の住所が異なる場合）

3 申請期限

令和6年10月31日（木）【必着】
 〔最終期限〕令和7年3月31日（月）【必着】

令和6年10月31日までに認定請求書の提出がない場合は、10月・11月分の児童手当の支給は、令和6年12月ではなく、令和7年1月以降になります。児童手当・特例給付を受給中の方で、監護相当・生計費の負担についての確認書の提出がない場合は、改正（拡充）後の多子加算額の適用がない手当額が令和6年12月に支給されます。（差額の加算額は、令和7年1月以降に支給されます。）

なお、改正（拡充）に係る手続の最終期限は、令和7年3月31日です。最終期限を過ぎた場合は、令和6年10月分までさかのぼって児童手当を支給することはできません。

児童手当・特例給付を受給中で、次のいずれかに該当する方は、手当額は増額しますが、制度改正（拡充）に関する申請は不要です。

- ・ 特例給付を受給している方
 - ・ 中学生以下の児童と高校生年代の児童を養育し、現行で、高校生年代の児童が算定児童として認定されている方
 - ・ 現行でも多子加算を受けていて、改正（拡充）後、手当額が増額する方
 - ・ 現行では多子加算は適用されないが、改正（拡充）後は適用され、手当額が増額する方
- ※いずれも、大学生年代の子がおり、その子を含めて3人以上養育している方は除きます。

令和6年12月の支給日までに手当額改定（増額）の通知を送付します。

児童を養育する方のうち所得の高い方が次のいずれかに該当する場合は、次の手続先で制度改正（拡充）に関する手続をしてください。

- ・ 公務員の方：勤務先（所属庁）
- ・ 大竹市外に住民票のある方：住民票のある市町村
- ・ 令和6年9月30日までに大竹市外へ転出する方：転出先の市町村